

社会福祉法人の合併

～まず相手をよく知ってから、あせらず計画的に～

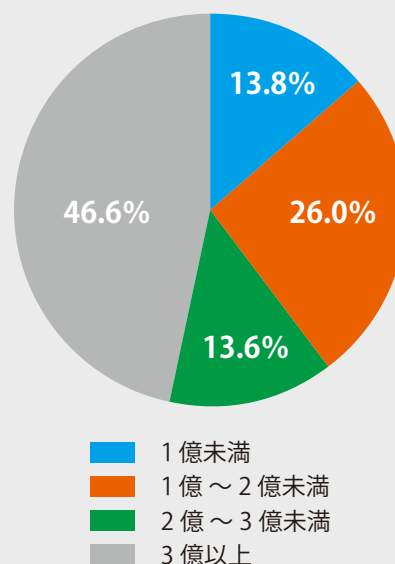
【規模の小さい法人がたくさんある】

日本にはどのくらいの社会福祉法人があるのかご存知でしょうか？実は2万法人以上あります。もともと社会福祉法人は一部の篤志家が私財を投じて設立することがほとんどでしたので、必然的に規模の小さい法人ばかりでした。最近では医療法人や建設会社などが巨額の資金を投入して設立するケースもありますが、全体的にみると小規模法人がほとんどです。

収益規模別に見てみますと、年間の事業収益が1億円～2億円未満の法人が一番多く、全体の26.0%を占めています（WAMNET社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム社会福祉法人の現状報告書等の集約結果（2021年度版）より。以下同様。）。次いで多いのは1億円未満の法人で全体の13.8%、その次は2億円～3億円未満の法人の13.6%と続きます。つまり事業収益が年間3億円以下の法人が全体の53.4%を占めているのです。

ところが、社会福祉法人全体の平均事業収益は約6億円といわれています。このことは収益規模が10億円を超える大規模法人が一定数あることを示しています。こうした大規模法人は資金も人材も豊富に抱え、留保した資金を使ってICT化を推進し業務の効率化を図りつつ、再投資を繰り返してますますその規模を大きくしているのです。

「サービス活動収益」の規模別の法人の割合



WAMNET「社会福祉法人の現状報告書等の集約結果（2021年度版）」より当社集計

【規模を大きくするメリットとは】

社会福祉法人がその規模を大きくしていくときには、一つの傾向が見られます。それは特定の事業に特化して拡大していくケースが多いということです。ひとくちに社会福祉事業といっても、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、生活保護などさまざまな分野があり、それぞれ高度に専門化されています。また資金の運用ルールについても事業ごとに違いがあり、多くの事業種別を抱えると事務処理も大変複雑になります。

このような理由で、特定の事業に特化して拡大していくことが多いので、その際のメリットとデメリットを考えてみましょう。メリットとしてはヒト・モノ・カネの融通が自由にでき、コスト削減が可能となることでしょう。デメリットはあまりありませんが、トップの意思決定とその周知に時間がかかる、あるレベルを超えるとヒトを集めることが難しくなる、また事業所の数が増えると本部機能を設置せざるを得なくなり管理コストが上昇するなどが考えられます。

【社会福祉法が想定している合併】

現行の社会福祉法には、社会福祉法人の解散や清算の手続きに加え、合併時の取扱いが細かく規定されています。また令和4年度から施行された社会福祉連携推進法人制度も規定されています。これらの規定は、社会福祉法人には持分という考えがなく、株式会社のM & Aのような手法になじまないためにあらかじめ準備されたルールと捉えることもできます。

裏面に続く→





社会福祉法に規定されている合併は社会福祉法人同士の合併のみを想定しています。それでは社会福祉法人同士が合併することによるメリットとデメリットも考えてみましょう。先ほどの単純な事業拡大と異なる点は、別の法人格を形成すると言っていいほど大きな変革をもたらすことになる点です。合併することによる一番のメリットは、経営資源の安定でしょう。ヒト・モノ・カネをひとつにして管理し、ノウハウを共有してお互いに高め合うことが期待できます。一方デメリットというと、旧法人のルールが根底から変わることでしょう。就業規則や人事制度、給与規程などが異なる法人をひとつにするのですから、統一する過程で混乱は避けられません。また法人格が変われば利用者の生活にも影響が生じ、サービスを提供する現場職員にも大きな負担がかかります。いずれにしても事前に十分な協議とシミュレーションが必要となるでしょう。社会福祉法人同士の合併は、お互いに相手法人のことをよく知る必要があり、法人間のルールの違いなどもしっかりすり合わせをしながら計画的に進めるものです。

辻・本郷 税理士法人ではこのようなニーズに応えるべく、社会福祉法人を専門的に扱うチームを設け、医療や介護の専門チームと常に連携しながらコンサルティングを展開しています。

よくご相談を受けるのは、例えばこのような内容です。

社会福祉法人さまからのご相談例

- ・近隣の他の社会福祉法人との合併を検討しているが、方法がわからない。
- ・理事長の跡継ぎとしての適任者が当法人内にいないので、引き継いでくれる人を探している。
- ・事業の拡大を検討しているが、採算がとれるかわからない。どの程度の自己資金があれば可能なのか検討してほしい。

医療法人・株式会社・NPO法人さまからのご相談例

- ・医療法人では特別養護老人ホームの経営ができないので、社会福祉法人を設立したい。
- ・株式会社で認可保育所を経営しているが、認定こども園を経営したいので社会福祉法人を設立したい。
- ・NPO法人で障害福祉サービス事業を営んでいるが、事業を拡大するので社会福祉法人への組織変更を検討している。

合併は2法人とは限らず、3法人以上の合併もあり得ます。合併によりどんなメリットがあるのかの検討では、法人の規模の拡大や継続性に加え、利用者や職員のメリットを十分に検討してください。それが経営者の責務です。私たちは、利用者や職員の幸せを願う経営者のお手伝いをさせていただきます。



本郷メディカルソリューションズ株式会社
Hongo Medical Solutions Co., Ltd



辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

TH Picks for Welfare 2023.3 月号 発行元：本郷メディカルソリューションズ株式会社

<https://www.ht-tax.or.jp/>

辻・本郷 検索

〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-1-6 JR 新宿ミライナタワー 28 階

【お問い合わせ】

☎ 0120-016-705

(受付時間) 9:00～17:30
※土日・祝日・年末年始除く